

新型コロナウイルス 対応ガイドライン

【 参 考 】

厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症について(各種文書類)

(公財)日本スポーツ協会

- ・スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン改訂版
- ・スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト

(公財)日本バレーボール協会

- ・バレーボール競技に関わる大会等再開時のガイドライン
- ・感染防止策チェックリスト
- ・大会参加者向け健康チェックシート

(一社)日本バレーボールリーグ機構

- ・2020-21V.LEAGUE 新型コロナウイルス対策ガイドライン

秋田県バレーボール協会
2020年9月27日版

はじめに

- バレーボールに関わる全ての関係者（チーム関係者、協会役員、審判員）は本ガイドライン及び基本方針を理解し、秋田県協会が主催する大会に関わるすべての関係者に共有することが重要となります。

- ① 政府および各自治体の指針に従い感染拡大防止に協力する。
- ② バレーボールに関わるすべての関係者は、感染拡大防止に努める。
- ③ チーム関係者は常に感染防止と自己管理に努め、自身に関わる全てのチーム関係者の管理も行う。秋田県協会役員については、大会事務局が管理を行う。
- ④ 発症・感染拡大の原因となった場合には、自身だけでなくチームメートの出場機会を奪うだけではなく、大会そのものの中止にまで発展する恐れがあります。その場合、他のチーム、大会関係者にまで多大なるご迷惑をおかけするということを認識する必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策は、個人防衛、集団防衛、社会防衛の3つの見地から考える必要があります。何よりも重要なのは、チーム関係者及び大会関係スタッフが、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つという文化を醸成することです。
- バレーボールという競技はボールを手を使って繋ぐスポーツです。バレーボールを介して感染が広がるというケースも考えられます。このようなバレーボール競技と新型コロナウイルスの特性を十分に理解し、バレーボールに関わる全ての人々が感染拡大対策に努めることが重要となります。
- 秋田県協会は、“選手・コーチ・監督・スタッフを守る、選手・コーチ・監督・スタッフが感染クラスターになることを防ぐ”という視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であると考えています。

1. 開催方針

- 大会開催方針については、刻々と変化する新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて次の指針に基づいて決定していきます。

- ① 政府及び自治体の方針
緊急事態宣言の発令の有無、特定警戒区域発令の有無、都道府県をまだぐ移動の可否 など
- ② 大会開催地域及び会場となるの自治体の状況
感染症の拡大により、会場の借用ができるかどうか
- ③ チーム関係者の状況
所属する職場・学校が大会参加を認め、移動に支障がないこと。
- ④ 他のスポーツの状況

- 本ガイドライン発行後、もしくは、大会期間中に新型コロナウイルスが終息し、政府見解含めて感染拡大のリスクが無いことが確認された際には速やかに本ガイドラインで規制した事項についても、その一部を解除します。
- しかし、新型コロナウイルス感染が拡大した場合には、②や③の状況により中止や延期を決定する場合があります。（新型コロナウイルス対策本部による決定）

2. チーム関係者（選手・スタッフ含む）に求められる感染予防策

- 大会開催方針については、刻々と変化する新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて次の指針に基づいて決定していきます。
- 政府および秋田県、各市町村が発出する感染予防の対策に従い行動をするようにしてください。
- 以下に記載する内容は、すべてのチーム関係者が遵守するようにしてください。

（1）新型コロナ対策責任者の任命

各チームはチーム内での新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、大会参加の際に新型コロナウイルス対策責任者（1名とする。ただし、補助者として1名も任命することも認めます。以下、対策責任者と表記）を任命してください。

対策責任者は、チーム内の感染拡大予防に努めてください。

※対策責任者の名前は、大会事務局に届け出てください。

（2）職場や学校、医療機関との日常的なコミュニケーション

チームはチーム関係者に不測の事態の際の相談窓口となっていただけのよう、日常的に職場や学校、医療機関とのコミュニケーションを図っていただき、新型コロナウイルスの疑いが出た際に適切な助言や相談ができる環境を予め整えておいてください。

（3）健康状態のモニタリングと感染拡大予防

① 毎日の健康チェックと行動記録

対策責任者は、選手及びスタッフの毎日の健康チェックと行動記録を必ず実施してください。万が一、チーム内で感染者・濃厚接触者が発生した際にどの範囲で隔離を行うかの判断を行う上で重要な資料となります。必ず実施してください。

- 体温測定 ：起床直後・就寝前など決まった時間での体温測定
- 問診表チェック：発熱・咳・咽頭痛・だるさ・倦怠感・食欲低下・味覚障害・嗅覚障害の有無
- 行動記録 ：通学・買物・食事・トレーニング・アルバイト等に出向いた場所・同行者などの記録

健康チェックシートについては

（公財）日本バレーボール協会が策定したものを基本としますが、別様式でも上記事項がわかるものであれば可とします。

【JVAチェックシート】<https://www.jva.or.jp/index.php/topics/20200529-2>

※審判員については、「バレーボール活動再開に向けた審判ガイドライン」（JVA 審判規則委員会発出）により対応をしていただくこととします。

②手指衛生の励行

消毒用アルコール剤による手指衛生の励行が原則です。ただし、アルコールにより指先のケガなどの状態に影響が大きいと判断される場合には、流水と石鹸による手洗いでも十分な予防効果が期待できます。

③出来るだけ人ごみを避ける

可能な限り人混みを避け、外出の際にはマスク着用を必須としてください。

(4) チーム練習場・寮などでの感染予防策

対策責任者は職場や学校の指示のもと、練習場、部室、更衣室など、施設の感染拡大予防に努めてください。

①施設の空調・換気状態の把握と可能な対策

- 体育館や諸室の空調・換気
- 窓を開けるなど定期的な空気の入替

②手指消毒液の設置

- 練習場の入口及び諸室へ設置する。
- 部室、寮などの共有スペース及びトイレ等への設置

③部室・更衣室・シャワー室、ベンチ・トイレなどでの濃厚接触の回避

- ロッカー室・シャワー室等の使用は時間差利用、可能な限り 1.5~2m 以上のヒト-ヒト間隔がとれるよう配慮するなどの空間遮断などを行った上で使用する。
- 広さにはゆとりを持たせ、他のチーム関係者と密になることを避ける。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- 複数の参加者が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）は、こまめに消毒する。
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。
- タオル・スクイズボトル・ペットボトルなどの共用は避ける。
- トイレなどの手ふきはペーパータオルを使用する
- 高頻度接触面に対して次亜塩素酸ナトリウム等を用いて環境消毒を行う。

④練習・試合時の対応

- 不必要な大声を出さない（飛沫感染予防）
- むやみに目、鼻、口を触らない（接触感染予防）
- ボール等使用した用具は、全て消毒を行う。（接触感染予防）

⑤チームのミーティング

- 対面で実施する場合は、短時間で実施する。
- 「3密」とならないように屋外や換気のいい場所で行い、社会的距離をとる。
- 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。

⑥ジムの使用

- 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する。
- 器具は使用のたびに消毒する。
- 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない。

(5) チームの移動及び宿泊

遠征時のチームの移動及び宿泊については、各チームの事情を勘案し、チームに対応をお任せすることになりますが、可能な限り以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

①公共交通機関（鉄道・路線バス）での移動

- 車両は定期的な空気が入れ替わる仕組みとなっており、換気のよい空間になります。但し、移動の際にはマスクを着用し、会話を控えるようにしてください。またラッシュ時や混んでいる車両を避けるようにしてください。（公共交通機関を利用せず移動ができる場合、それを優先してください。）

②チーム（貸切）バスまたは自家用車による移動

- 事前の車内消毒を徹底し、移動中も換気に留意する。
- 車内ではマスクを着用する。
- サービスエリアでの休憩時もマスクを着用する。
- 貸切バスによる移動は、運転手の体調管理、マスク及び手袋の着用を求める。

③宿泊先や飲食店における食事

- いわゆる「3密」を避けて行動すること。
- 入店の際には手指の消毒を行うこと。
- 従業員のマスク着用、ソーシャルディスタンスなど飛沫感染の防止対策などが十分とれていること。
- 食事以外ではマスクを着用すること。
- 飲食店では長時間の滞在を避け、感染リスクをできる限り少なくなるようにすること。（懇親会・情報交換会等の交流行事は極力控えること。）

④宿泊先に依頼すること

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らすよう、工夫してください

- チームが使用する部屋は事前に消毒・換気することを施設側に依頼すること。
- チームが訪れる各所に消毒液の設置を依頼すること。もしくは各チームで持参すること。
- 自室以外ではマスクを着用すること。

(6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ

厚生労働省が配信している「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application」を各自インストールし、対応するようにしてください。

（参考：厚生労働省説明ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html#app

3. 感染の疑いが出た際の対応

- 新型コロナウイルスへの感染及び濃厚接触が疑われる場合は、当該発症者は検査結果が出るまでは感染拡大防止のために、チームから離脱し（遠征中の場合は即時帰宅）、自宅待機することを原則とします。但し、遠距離の遠征先の場合、保健所や医療機関とも相談の上、場合によっては現地にて対応してください。

(1) 発症前に他人を感染させる可能性

新型コロナウイルスは潜伏期間（発症の2～3日前）から他人に感染させる可能性があることが知られています。その期間に濃厚接触のあった方は、隔離の対象となります。

(2) 感染して発症するまでの潜伏期間

感染してから発症するまでの潜伏期間は1日～14日（平均5日）です。感染源を探す際、14日間の行動（対人接触）をさかのぼってモニターすることになります。

(3) 発症後、症状が持続せず、新型コロナウイルスに感染していないと推定される場合

発症日から7日間の隔離後、かつ解熱および症状消失後に3日間経過後、平常復帰することが推奨されます。

(4) 感染の疑いのある症状が出た際の相談

- ①感染の疑いのある症状が出た際の相談・受診・検査の流れは厚生労働省の案内をご参照ください。

<参考>

厚生労働省「症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ②帰国者・接触者相談センターへの相談の目安として、少なくとも以下の条件に当てはまる方はすぐに相談してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合。
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、慢性閉そく性肺疾患など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤など飲み続けなければならない方も同様です。）

③発症から検査までの流れ

- ・発症から検査までの流れは厚生労働省ホームページを参照ください
- ・各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターのページもあわせてご確認ください。

<参考>

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(5) 疑いのある症状が出た際のチームの対応

①本人、または、家族・同居者に疑い症状が出ている場合、または、濃厚接触が疑われる場合は次の措置をとってください。

- ・自主隔離し、職場・学校・保健所・医療機関と相談の上、診療や検査を実施してください。
- ・協会事務局への報告をお願いします。

②自主隔離からの復帰

- ・2週間、症状なく過ごした場合は、職場・学校の判断により、そのままチームに復帰して問題ありません。
- ・疑い症状が数日で収まった（解熱等）の場合は、数日間の経過観察の後に職場・学校、保健所・医療機関に相談の上、チームへの復帰時期を相談してください。

4. 感染者が出た際の対応

(1) チーム関係者から発生した際の対応

チーム関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、陽性反応だった本人は保健所及び医療機関の指示に従い入院もしくは自宅待機を行ってください。陽性反応者と濃厚接触者は自宅待機するなど、その他のチーム関係者と隔離し保健所及び医療機関の指示に従ってください。

(2) その他のチーム関係者の対応

その他の選手及びチーム関係者は陽性反応者との濃厚接触の有無に関わらず、ただちに非感染検査を受診してください。非感染検査の結果が出るまで、チーム活動を中止してください。非感染検査の結果に基づき、陰性が確認できた者だけでチーム活動を再開してください。尚、この検査の受診は当該チーム負担となります。

(3) クラスターが発生した際の対応

チーム関係者から新型コロナウイルス陽性者のクラスターの発生が確認された場合はただちにチーム活動を中止し、大会への参加も中止してください。

クラスターが発生した場合には、職場・学校、保健所及び医療機関にも相談の上、厚生労働省クラスター対策班に連絡を入れ、その指示に従ってください。また、クラスターが発生していない場合でも、チーム関係者に複数の新型コロナウイルス陽性者が発生した場合に、職場・学校の指示もしくはチームの判断によりチーム活動を中止することを認めます。

(4) チーム内でクラスターが発生した際のチーム活動再開の条件

(3)の場合において、チーム活動を中止したチームがチーム活動を再開するための条件は、チーム関係者のうち、新型コロナウイルス罹患者全員の非感染検査陰性と残りのメンバー全員の非感染検査の陰性が確認された後、大学当局および医療機関からチーム活動再開についての了解が確認された時とします。

(5) チーム活動を中止したチームの大会への復帰

チーム活動を中止したチームの大会への復帰は、最短でチーム活動を再開した時点から翌週の大会からの参加とします。但し、大会への復帰時期は当該チームと協会事務局が協議の上、決定することとします。

(6) 情報共有と発表の方針

①情報は機密情報として取り扱い第三者には公表しない。

②チーム関係者に感染者・感染疑い者（濃厚接触者）が発生した場合

速やかに協会事務局に報告する。協会事務局は2週間以内の濃厚接触の有無を確認するために関係者に事実の報告を行う。

公表の有無は当該大学当局が判断を行う。その場合でも、氏名は原則、非公表とする。

③大会役員（協会役員・審判員）に感染者・感染疑い者（濃厚接触者）が発生した場合

速やかに協会事務局に報告する。協会事務局は2週間以内の濃厚接触の有無を確認するために関係者に事実の報告を行う。

（但し、その情報は機密情報として取り扱い第三者には公表しない。）

公表は原則、行わない。

5. 大会運営

- 大会運営は、協会事務局が行います。協力校はその指示に従い、運営に協力をしてください。
- 大会運営に関する各チームへの指示・連絡は、その都度、各チームの対策責任者へ行います。各チームのすべての関係者は、指示・連絡を確実に対応するようにしてください。
- 対策責任者1人で全ての確認を行うことは不可能ですので、対策責任者の責任下でスタッフの方と分担していただき、対策の遺漏が無いように実施をお願い致します。
- 学校や公共施設の体育館での大会の場合に、学校および体育館管理者からの指示がある場合は、協会事務局まで事前にお知らせください。また、全チームがその指示に従うものとしします。
- 準備する備品のうち、会場で手配できないものは協会を用意します。
(下線の備品については、協会を用意します。)
- 体育館の入口に入場口を設置します。入場口で各チームの対策責任者は、健康チェックシートを提示し、入場許可を得てから入場してください。
- 大会への入場は、予め許可されたものに限りします。なお、その範囲は、大会開催地域及び会場となる体育館の状況によって別途指定します。
- 応援や試合中の行為については、以下の行為を禁止します。
 - ・他者との握手・抱擁・ハイタッチなど
 - ・円陣
 - ・声を出しての応援や声だしを先導するような応援
 - ・指笛による応援
 - ・ハイタッチや肩を組んでの応援
 - ・タオルや部旗を振り回す行為
 - ・チアスティックの持ち込み及び応援
 - ・楽器、ハンドマイク、メガホンの使用※応援については、今後、追加・変更の可能性があります

(1) 来場者全員（チーム関係者、協会役員、大会関係スタッフ）に求められること

- ①大会の少なくとも2週間前から健康状態を確認してください。
- ②次に該当する場合は必ず来場を見合わせてください。
 - ・体調がよくない場合（発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常など）
 - ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察とされている国、地域等への渡航または当該在住者と濃厚接触がある場合
- ③ソーシャルディスタンスの確保を心がけてください。
入場時も1列に並び、1mの間隔を保つようにしてください。
- ④試合以外では、マスクを着用してください。
- ⑤手洗い・手指消毒をこまめに行ってください。
- ⑥タオル・スクイズボトル・ペットボトルなどは共用しないでください。
- ⑦他者との握手・抱擁・ハイタッチなどの接触は行わないでください。
- ⑧ベンチやコート外の応援については次の事項を行わないでください。
 - ・声を出しての応援や声だしを先導するような応援
 - ・指笛による応援
 - ・ハイタッチや肩を組んでの応援
 - ・タオルや部旗を振り回す行為
 - ・チアスティックの持ち込み及び応援※応援については、今後、追加・変更の可能性があります

(2) 新型コロナウイルス対策責任者の役割

- ①対策責任者はガイドラインに沿った対策が行われているかチェックし、改善を指示してください。
- ②対策責任者は、自チームのすべての関係者の健康管理を行ってください。また体育館へ入場する場合は、自チームの健康チェックシートに必要事項が記載されているかを確認した上で、受付担当者へ提出してください。
- ③試合当日の体温測定は必ず実施してください。体温測定がされていないチーム関係者がいる場合は、入場の際に非接触型体温計で体温の計測を行ってください。
- ④チーム関係者に体調に疑義がある場合（(1)②のケース）や37.5度以上の体温の場合は、体育館に入ることなく帰るように指示をしてください。
また、協会事務局にもその事実を通告してください。
- ⑤マスクは、各チームで用意してください。なお途中の汚損の可能性もあるため、予備のマスクも準備するようにしてください。
(不所持者用として協会でもマスクを用意します)

(3) 施設内の消毒について

- ①使用する全ての諸室に消毒液を設置してください。
- ②チーム到着前に、チームが使用を予定する全ての箇所を消毒してください。
- ③公共の体育館などでアリーナ内で大会関係者で占有できないエリア（チーム関係者、協会役員、大会関係スタッフ以外の方の往来がある箇所）については、施設管理者と共同の上、小まめに消毒を行うこととします。
- ④支柱・アンテナなどのコート周りの器具類についても、試合前、試合後に消毒を行うこととします。
- ⑤フラッグ、青ペンなどコートオフィシャルで使用する備品類は、試合前、試合間、試合後に記録席で消毒を行うこととします。
- ⑥記録席やチームベンチは、試合前、試合間、試合後に消毒を行うこととします。

(4) 会場で使用する机・椅子の消毒について

- ①会場内で使用する机・椅子については、使用前に必ず消毒を行ってください。
- ②チームベンチについても、試合前に必ず消毒を行ってください。1日に複数試合を行う場合には、試合間でベンチの消毒を行ってください。

(5) 観客席の消毒について

- ①観客席についても開場前に必ず消毒を行ってください。
- ②各チームが着席する場所は協会指定します。指定された場所以外を利用しないでください。また離席する際にはチームで座席の消毒を行ってください。

(6) 換気について

- ①試合前、タイムアウト時、セット間、試合間にはこまめにドアや窓を開け換気を実施していただくようお願いします。
施設管理者（学校、公共体育館の管理者）の指示により、ドアや窓を常時開放することが求められる場合は、開放をして試合を行うものとします。
- ②控室等のエアコンについては、エアコンの風によって新型コロナウイルスの感染が広がる事例が報告されています。エアコンの使用時間は時間を区切って限定的に使用することと、定期的な場内の換気を実施していただくよう、お願いします。
- ③体育館だけでなく、控室、トイレなど全ての部屋の換気を定期的実施することにします。

(7) トイレ・手洗い場・ゴミの廃棄

- ①ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。
- ②鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する
- ④トイレには、手をふくための使い捨てペーパータオルを用意してください。（ゴミ箱も用意し、ごみが散乱することが無いようにしてください）
また、手洗い場には、石鹸（ポンプ式）を用意してください。
- ⑤トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ⑥「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

(8) 協会からの会場持ち込みツールについて

協会持ち込みのツールについては、複数会場で持ち回り使用する物品となります。
そのため、使用前と使用後に必ず消毒を行うこととします。

(9) 応援幕の掲示について

- ①チームの責任管理下でチームが持ち込むこととします。掲示の際には感染拡大防止の観点から消毒を行ってください。
- ②掲示を行う幕・旗のみ掲示を行うことを許容します。試合が終了後は、速やかに外してください。（他チームの接触を防ぐため）

(10) 応援について

- ①チームの責任管理下で行うこととします。
- ②大会本部（協会事務局）で不適切な行為と判断した場合は、応援行為を中止させることがあります。

(11) 審判員について

「バレーボール活動再開に向けた審判ガイドライン」（JVA審判規則委員会発出）により対応をしていただくこととします。

6. 具体的事項

- JVA が定める『バレーボール競技に関わる大会等再開時のガイドライン』に記載されている内容を遵守すること。

(1) 当日の参加受付時の留意事項

受付時に密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（発熱者は入場を制限する。）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用する。

(2) チームベンチ及びウォームアップエリアについて

【原則事項】

競技エリアのレイアウトは下記を原則とします。但し、会場の広さや要件によって変更していただいても結構ですが、その場合でもゾーン区分の考え方は遵守してください。

- チームベンチはソーシャルディスタンスが確保できるよう、1席分を空けて座る。
- ベンチは2列にするなど通常ルールよりもベンチエリアを拡大して設置する。
- ウォームアップエリアは、ソーシャルディスタンス確保の観点から、十分な広さを確保する。できれば4m×4mの広さを確保する。（正方形での確保ができなければ16㎡以上の確保をお願いします）
- ベンチの選手及びチームスタッフは、ベンチ内及びウォームアップエリアではマスクを着用すること。但し、監督が立ち上がってコート内の選手に指示を送る場合はマスクを外してよい。
- ベンチ内、ウォームアップエリア内では不要な会話・接触を避けること。

(3) 試合前練習時・公式練習時

- 選手、コーチングスタッフは、マスク着用を必須としません。
- 審判員はマスク着用を必須としません。

(4) クイックモップについて

- フロアモッピングは、コート上の選手が自分の保持しているタオルで行うこと。
- 試合中スライディング等により、選手のタオルで拭ききれない大きなウエットスポットが発生した場合にベンチにいる選手又はスタッフがクイックモップとなつてのワイピングを認めます。その場合は、コート内の選手との接触が無いようにすること。
（専属のクイックモップは置かないこととします。）
- タイムアウト・WTO（給水タイム）、セット間のインターバルでは、必要に応じて、チームによる柄つきモップを使用してのワイピングを認める。

(5) 試合前のセレモニー

- 選手同士の握手は行わない
- 選手とレフェリーの握手は行わない
- コイントスは主副審立会にのもと両チームのキャプテンにより実施する。但し、ソーシャルディスタンスを保つことを心掛ける。

(6) 競技中の注意事項

- 飲料ボトルの共用を避けること。たとえ、口が触れなくれも唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性となる。
(選手が口をつけ蓋をしたボトル等をクーラーボックス等に戻すことは絶対に避けること)
- 試合前円陣やベンチでの集合時、できるだけ密集・接触を避ける
- 得点時のパフォーマンスは可能な限りソーシャルディスタンスを保って実施すること。
- 競技中のハイタッチは禁止。腕のタッチにとどめるも、できるだけ控える。
- 競技中、鞋底を手でさわらない。
- ネット際などで、相手に向けた状態での発声は控える。
- ベンチでは離れて座る。ウオームアップエリアでも密に気をつけ、私語は慎む。
- アイシングバッグなどの共用禁止。
- セット間にボールの消毒を行うこと。また換気を行う。

(7) 試合終了時のセレモニー

- 試合後、選手はエンドライン上に整列し、審判の吹笛の合図で礼を行うが、選手間での握手は行わない。
- 選手間でのハイタッチや、抱擁、握手は行わないこと。

以 上

【改訂履歴】

2020. 9. 27. 初版作成